

優秀選手指定制度実施要項

1 事業目的

全国大会で優秀な成績を収め、当該年度の国民体育大会において入賞が期待される「チームやまぐち」の主力となる選手を「優秀選手」「優秀チーム」として指定し、山口県代表選手としての誇りと自覚を促すとともに、県内定着やふるさと選手の活用等を促進させ、「チームやまぐち」の一層の競技力向上につなげる。

2 実施主体

実施主体は、競技団体とする。

3 事業内容

国体等で活躍が期待される選手・チームを「優秀選手」「優秀チーム」として指定し、山口県代表選手としての誇りと自覚を促し、その活動を支援する。

なお、優秀選手の指定については、別途「優秀選手・チーム指定要領」において定める。

4 補助基準額

区分	少年	成年
個人指定：1人当たり補助基準額	30,000円	50,000円
チーム指定：1チーム当たり補助基準額	200,000円	

ただし、県体協会長が国体等での実績を評価し、増額調整を行う場合がある。

※費用・項目ごとの補助基準額は、別表のとおりとする。

5 留意事項

(1) 共通

関係機関・団体との連携

競技団体は、国体に係る強化会議のもと、「優秀選手指定要領」に基づき、関係機関・団体との緊密な連携を図り、本事業を実施すること。

(2) その他

この実施要領によりがたい場合は、あらかじめ協議すること。

6 事業計画書・事業実績書の提出

競技団体は、県体協会長の定めるところにより、事業計画書・事業実績書を提出するものとし、様式は別に定める。

7 費用

競技団体が実施する事業に対して、県体協は予算の範囲内において補助するものとする。

別表

優秀選手指定制度 補助対象経費・補助基準額一覧

費目	項目	補助対象経費	補助基準額
旅費	運賃	優秀選手の運賃	【公共交通機関使用の場合】 鉄道、バス等の実費 (グリーン車等特別に付加された料金は対象外) 【個人車両使用の場合】 30円/km
	宿泊費	優秀選手の宿泊費	1人1泊9,800円(夕・朝食代を含む)を限度とする実費 (夕・朝食が含まれていない場合は、夕食代:1,500円、朝食代:700円を限度とし、総額9,800円を限度とする)
需用費	消耗品費等	1 図書代、資料のコピー代等 2 用具品の修理代 3 ボール等の用具品 4 テーピング、アイシング用具等の救急用品 5 熱中症予防のための水・スポーツドリンク、競技力向上のためのプロテイン、疲労回復を促進するアミノ酸	実費(ただし、用具品については、1個(一式)当たり30,000円未満のものに限る。)
役務費	器具・用具運搬料	1 用具等の運搬に係る搬送代	実費
	その他	2 マッサージ代等身体のケアに係る費用等	
使用料及び賃借料	会場使用料等	1 有料道路の使用料、駐車場料金 2 車両(タクシー、レンタカー(ガソリン代を含む))の借上料 3 器具・用具の借上料 4 練習施設、宿泊施設の借上料 5 大会への参加料	実費

注1) 用具代・消耗品代等の需用費や身体のケア等に係る役務費などは、優秀選手個人に給付等するものであって、優秀選手の競技力向上につながるものについて補助対象とする。

注2) 事業計画において、県内旅費の計算に当たり、旅行の手段が特定できない場合、平均単価として1日3,300円で計算して差し支えない。

注3) 実績報告の際に添付する領収書等は、別紙2「支出を証明する書類について」とする。

支出を証明する書類について

1 基本的事項

事業実施に当たり適正な支出を行ったことを証明するため、**原則として業者が発行した領収書**を受け取り、これを保管すること。

ただし、外部指導者等謝金や個人車両使用の運賃の支給については、個人領収書も可能とする。

2 領収書

(1) 領収書の宛て名は、原則**競技団体名**とするが、やむを得ない事情がある場合は優秀選手個人名も可能とする。

ただし、支援対象を明確にするため、優秀選手に対して競技団体が購入した競技用具等を支給する場合や、優秀選手個人宛の領収書と引き替えに金銭を交付する場合は、あわせて優秀選手から競技団体宛の物品（金銭）受領書を保管すること。

(2) 領収書は、必ず「年月日、内容、数量、単価、相手方の氏名・住所等」の**内訳が分かる詳細なもの**を発行してもらうこと。なお、領収書で内訳確認できない場合については、請求書等（明細の記載されたもの）を添付して確認すること。

※内訳が不明なものは、証拠書類としてみなしません。

(3) 口座振込の場合は、銀行等の金融機関の「振込金受領書」を領収書に代えることができる。ただし、この場合は必ず当該振込みの原因となった請求書（請求明細の記載されたもの）を添付しておくこと。

(4) 費目項目別については、別記「必要な領収書一覧」のとおりとする。

3 その他

(1) 支出の証拠書類は、支出項目ごとに報告書と同じ大きさの台紙（A4版）に貼って整理すること。

(2) 科目が複数にわたる場合には、内容や精算の事情が分かる添え書きを台紙に記載しておくこと。

優秀選手指定制度 [必要な領収書一覧]

費目	項目	内容	必要な領収書等
旅費	運賃	公共交通機関利用 実費	公共交通機関又は旅行業者等の発行する領収書(と請求書等) 乗車券、特急券等を無効化処理し領収書に替えることができる。 J R等領収書で内訳が無い場合は、領収書添付台紙に、利用区間・人数・単価を記入すること。
		個人車両使用 30円/km	旅費の支給を受ける者の領収書
	宿泊費	夕・朝食を含む宿泊費 1泊2食9,800円を限度とする 実費	宿泊施設又は旅行業者等の発行する領収書(と請求書、明細書等) 内訳が無い場合は、領収書添付台紙に、人数・単価・〇泊〇食を記入すること。
		夕・朝食が含まれずに外食した場合 夕食代：1,500円 朝食代：700円 を限度とする 実費	業者等の発行する領収書、又はレシート 領収書添付台紙に、いつ・何の食事か・人数・単価を記入すること。
ホテルパック等の利用で運賃と宿泊費の内訳が分からない場合は、宿泊費限度額を宿泊費分としてみなす。			
需用費	消耗品費	用紙代、資料のコピー代等 実費	業者等の発行する領収書(と請求書等)
		ボール等の用品代及びテーピング・アイシング用具等 1個(式)当たり30,000円未満	
		熱中症予防のための水・スポーツドリンク、競技力向上のためのプロテイン、疲労回復を促進するアミノ酸 実費	
役務費	器具・用具運搬料	用具等の運搬に係わる搬送代 実費	業者等の発行する領収書(と請求書等)
	その他	マッサージ代等身体のケアに係る 実費	業者等の発行する領収書(と申込書等)
使用料及び賃借料	会場使用料等	会場使用料、器具・用具の借上料、宿泊施設の借上料、駐車場料金	業者等の発行する領収書(と請求書、申込書等)
		レンタカー(ガソリン代を含む)の借上料	業者等の発行する領収書(と請求書等)
		タクシーの借上料	業者等の発行する領収書 領収書添付台紙に、利用区間を記入すること。
		有料道路の使用料	道路管理者の発行する領収書、又はETC支払証明書
		大会参加料	大会の主催者が発行する領収書と実施要項等
		※会場使用料等は全て実費	
その他		※30,000円を超える競技用具 実費	業者等の発行する領収書(と請求書等)